

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。

あなたのアイデアを
盗用・模倣から守ることができます！

知財総合支援窓口

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内

☎011-747-8256

[Eメール] chizai@jiii-h.jp [利用時間] 9:00~12:00, 13:00~17:00

[休 日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月4日

知財で知る 北海道のチカラ

-vol.2-



耕地面積の80%以上を水稲生産が占める東川町。収穫時期には、金色の稲穂のような世界が広がる。



今回の地域団体商標の権利者である、東川町農業協同組合代表理事組合長の樽井功さん。



こちらが商標を取得した(左)東川米5kg2,480円(税込)〜、(右)大雪旭岳源水500ml 120円(税込)、2ℓ 200円(税込)。*大雪旭岳源水は道の駅での売価。



大雪旭岳源水の湧水。遊歩道がしっかりと整備されていて、車いすでも見に行くことが可能。

東川町農業協同組合 地域団体商標に登録された北海道初の地域ブランド「東川米」

商標とは、事業者が自分たちの取り扱う商品・サービスを他人のものとは区別するために使用するマーク(識別標識)のこと。その中でも、地域団体商標というのは、地域の名称と商品名または役務の名称を用いる文字のみからなる商標を指す。

私たちは、商品を購入したりサービスを利用したりするとき、企業のマークや商品・サービスのネーミングである「商標」を一つの目印として選んでいる。また、各事業者の営業努力によって、商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることで、商標に「信頼がおける」「安心して買える」といったブランドイメージがついていく。

北 北海道で唯一、上水道のない東川町。北海道の中央部にそびえる、大雪山連峰の麓にある東川町では、大雪の雪どけ水が、幾年月もの長い旅を経て、おいしい地下水として各家庭に届いている。

そこで生まれた「東川米」は、JAひがしかわや生産者の永きに渡る努力と天より恵まれた水で育まれた「信頼」の味である。ほどよい粘りと豊かな甘みが特徴の東川米・ゆめぴりか。それを支えているのは、「平成の名水百選」にも選ばれたミネラル豊富な天然水「大雪旭岳源水」である。平成24年に「東川米」、その翌年「大雪旭岳源水」として共に地域団体商標登録を果たす。

広 大な大地の恵みにより、肥沃な水田があった東川町だからこそ、できる味と味わいがちだが、あくまで条件の一つではない。そこには生産者の努力やそれを支えるJAひがしかわの熱い思いがある。消費者のため、化学合成農薬の使用削減やGAP(農業生産工程管理)の取組推進も一つ。東川米を日本で一番のお米にし、それを皮切りに北海道全体のお米を周知していきたいという、生産者の責任や覚悟が今回の商標登録に至るきっかけである。徹底して品質の良いものを皆さんに提供していきたいという生産者たちの情熱に想いを巡らせつつ、多くの方々にぜひご賞味いただきたい。

私たちの情熱に想いを巡らせつつ、多くの方々にぜひご賞味いただきたい。

